

紫波町民間提案制度募集要項 (フリーテーマ型)

令和6年4月

紫波町

第1 募集の趣旨

紫波町では第三次紫波町総合計画で掲げた「暮らし心地のよいまち」の実現のため、オガールプロジェクトをはじめとして、公民連携によるまちづくりに取り組んできました。

近年では、様々な民間事業者と連携協定を取り交わし、医療、福祉、情報、スポーツ、まちづくり等、幅広い提案をいただきながら、住民サービスの向上に努めてきました。その多くは町の財政負担を伴わない事業であり、厳しい財政運営の中で、民間のノウハウにより多様・複雑化したニーズに応えられるよう取り組んでいます。

本要項に基づき提案があった事業は、町が実現可能性等を審査し、採択された後、事業者との協議を経て公民連携により事業化を目指します。ただし、事業が議会で承認されない等の事由により、事業化されない場合があります。

第2 提案の募集

1 対象となる提案

「第三次紫波町総合計画」「紫波町まち・ひと・しごと総合戦略」「紫波町公共施設等総合管理計画」等で定められた施策の実現に資するものとし、以下の事項を踏まえてください。

- (1) 町の既存のインフラについて、保守管理、修繕、利活用等により財産の価値向上につながる提案。
- (2) 住民サービス、住民福祉の向上につながる提案。
- (3) 町の財政に寄与する提案。
- (4) その他、町との連携により実施することで、住民の利益につながる提案。

2 対象としない提案

(1) 町に新たな予算が生じる提案

※ただし、町の負担により住民サービスの向上に寄与すると認められた場合や、企業版ふるさと納税等の活用により実施が期待できる事業は、この限りではありません。

- (2) 既に実施している業務委託や、一般的に競争により事業者を決定する事業において、単に町の事業の受注者等になることを目的とする提案。
- (3) 災害の復旧など、緊急的に実施が必要と認められる事業に対する提案。
- (4) 住民サービスの向上を伴わない単なる事業廃止などの提案。

- (5) 町からの補助を基礎的な財源とする事業または町が直接的に実施する事業
- (6) 宗教活動または政治活動が含まれる事業
- (7) 法令等に抵触する提案

3 参加資格要件

(1) 参加資格要件

- ア 提案者は、提案内容を自ら実行する意思と技術を有する民間企業、公益法人、市民団体等とします。なお、個人1名による提案は不可とします。
- イ 提案者は、グループ（複数の団体の共同体）による提案も可とします。提案する場合は、代表及び構成員を明らかにしてください。

(2) 提案者の制限

応募の時点で次のいずれかに該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他の役員を含む。）は、提案者となることができません。

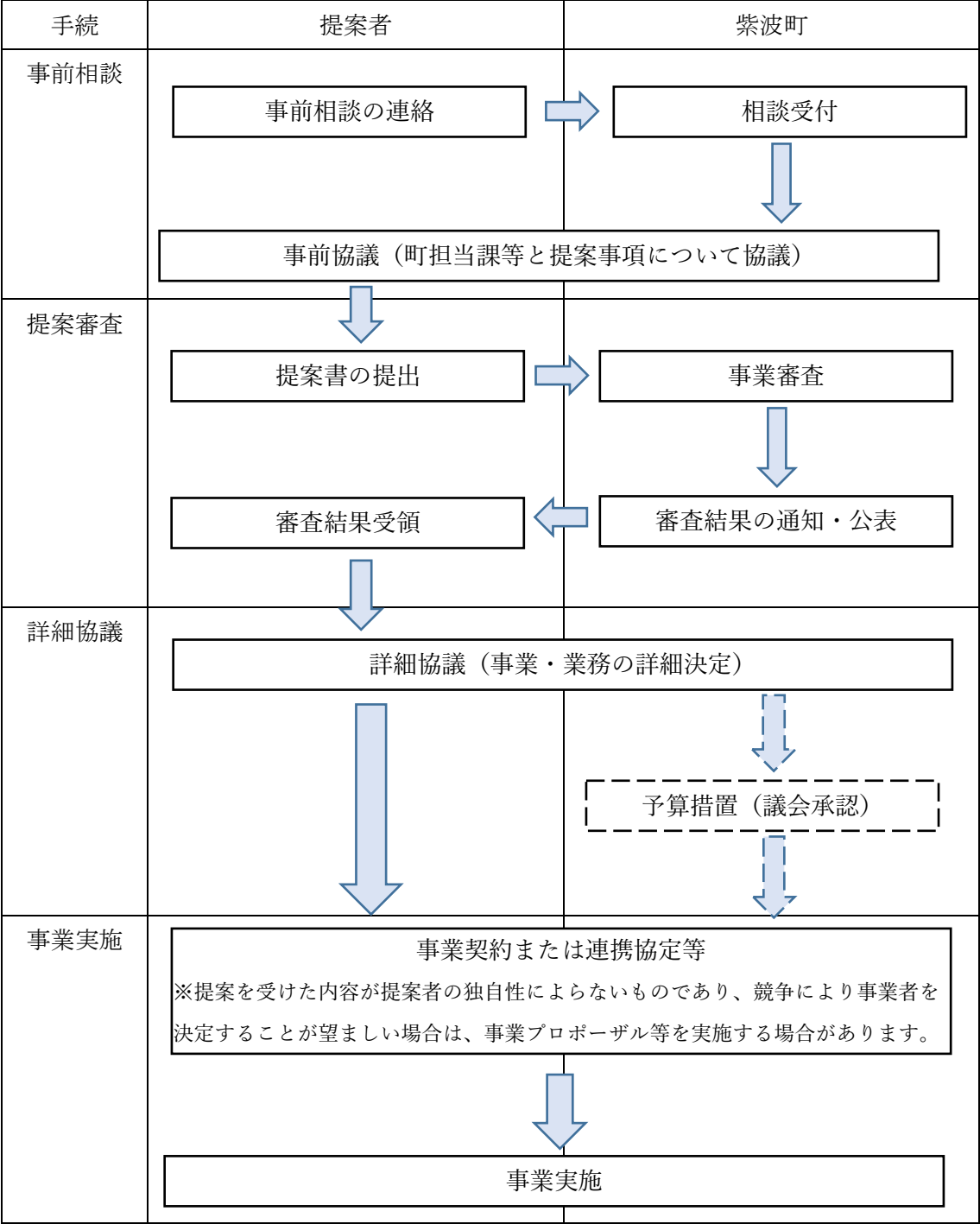
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- ウ 法人税、所得税、消費税又は市町村税の滞納がある者
- エ 紫波町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する者
- オ 町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者
- カ その他、町長が適当でないと認める者

※共同提案の場合は、全ての構成員が提案者の資格を満たすとともに、原則として提案時と事業実施時は同じ構成員であること。また、主たる役割を担う代表者を選定すること。

第3 提案の手法

1 概要

(1) 手続フロー



2 事前相談

(1) 相談方法

提案者は、提案する事業の詳細が分かる資料を添えて、(2)で記した担当へメールにてご連絡ください。その後、町担当者より協議方法等を返信いたします。

(2) 提出先

紫波町企画総務部地域づくり課公民連携係（担当：長谷川、高橋）

郵便番号：028-3392

住所：紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

電話：019-672-2111（内線 2324、2326）

メール：chiiki@town.shiwa.iwate.jp

3 提案書の提出

(1) 提出書類

提案者は、事前協議を踏まえ、誓約書（様式1）、提案事業概要書（様式2）及び提案する事業の詳細が分かる資料（様式任意）を提出してください。

(2) 提出方法

提案書類は、直接持参又は郵送等で受付します。別途、提出書類を電子メールにてデータで提出してください。

(3) 質問

本事業について質問がある場合には、任意の様式で質問書を提出してください。提出方法は、電子メールにて受付いたします。

(4) 募集及び選定のスケジュール

※日程は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

①提案書受付期間

第1期 令和6年4月15日(月)～令和6年5月15日(水)

第2期 令和6年6月3日(土)～令和6年7月16日(火)

第3期 令和6年8月1日(木)～令和6年9月17日(火)

第4期 令和6年10月1日(火)～令和6年11月15日(金)

第5期 令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)

第6期 令和7年2月3日(月)～令和7年2月28日(金)

②提案審査

①で定める受付期毎に審査を行います。

③採択結果

令和6年度内に通知

(5) 提出先

紫波町企画総務部地域づくり課公民連携係（担当：長谷川、高橋）

郵便番号：028-3392

住所：紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

電話：019-672-2111（内線 2324、2326）

メール：chiiki@town.shiwa.iwate.jp

4 提案審査

(1) 審査

ア 提案の審査にあたっては、必要に応じて提案者に事業内容の説明を求めます。

イ 提案が採用された場合は、町との事業化に向けた詳細協議を進めることとします。採用時においては、事業化を保証するものではありません。

ウ 事業化に適さないと判断した提案、現時点では実現が困難な提案、本制度によって事業者を選定することが不適当と判断した提案等は、不採用とします。

エ 審査は、案件により審査員を任命して開催します。必要に応じて、外部から有識者を招いて審査を行うこともあります。

(2) 基本的な審査事項

審査の際には、下記の事項について審査を行います。

ア 適格性 参加資格の要件を満たしているか

イ 公益性 事業の実施により広く町民に利益があるか

ウ 実現性 事業の実施について実現可能性が高いか

エ 合理性 事業計画上、事業の実施が合理的な計画となっているか

オ 独自性 同業他社等で、同一の提案が可能な事業者が存在しないか

カ 継続性 継続的に実施する必要の事業について、事業の継続性があるか

(3) 審査結果の通知

審査において、提案の採否を決定します。審査の区分は、次のとおりとします。

ア 採用 詳細協議を行い、事業化に向けて推進することとします。採用の段階においては、随意契約を保証するものではありません。

イ 不採用 事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難なものは不採用とします。

(4) 審査結果の公表

提案件数、採用件数及び提案審査の結果は、必要に応じて町ホームページで公表します。提案審査の結果は、採用の場合、事業名称と提案者名称を公表し、不採用の場合は、事業名称のみ公表または非公表とします。なお、審査結果に対する異議を申し立てることは認めません。

第4 提案の事業化

1 詳細協議及び契約の締結

(1) 詳細協議

採択された提案について、採択された提案の事業者（以下、採択事業者という。）と町は、契約、事業実施に向けた詳細協議を行います。詳細協議は、以下に基づき実施します。

ア 協議の結果、合意に至らなかった場合は、提案は事業化されません。

イ 協議に要した費用やリスク等について町は、責任を負いません。

ウ 協議の成立後、町の事業として立案した書類の著作権は町に帰属し、情報公開請求等があった場合には、紫波町情報公開条例（平成11年12月22日条例第21号）で定める開示の定めにより公開します。

(2) 契約の締結

採択事業者と町は、詳細協議を経て、必要に応じて議会の承認を経た上で、提案事業の実施について契約を締結します。契約は、原則として、地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当するものとして随意契約を取り交わします。

第5 留意事項

- (1) 提案書の提出は、1応募者1提案とします。
- (2) 提案制度の提案に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書類は、提案者に返却しません。
- (4) 提案書は、提案審査以外の用途で提案者の許諾を得ずに使用しません。また、第三者に情報を提供することはありません。

- (5) 提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。
- (6) 提案書において、虚偽の内容の記載があった場合は失格とします。
- (7) 必要に応じて、提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (8) 町は、契約締結した内容について、必要に応じてモニタリング調査を実施することとします。
- (9) 提案内容が町の許認可、指定等が必要となる場合、契約締結によって町の許認可、指定等が保証されるものではありません。
- (10) 事業契約後、町の承諾を得ずに事業計画の変更を行った場合は、違約金を請求することがあります。